

会社にトライ 会社もトライ 応援団は均等法

— 職場で女性の雇用管理の点検を —

—平成5年度—

労 働 省 婦 人 局

- P1 会社にトライ 会社もトライ 応援団は均等法
- P2 I 企業における女性の積極的活用と戦力化への動き
- P6 II 女性の積極的活用のための発想転換—Q&A
- P10 III 男女雇用機会均等法のあらまし
- P15 IV コース別雇用管理の望ましいあり方
- P16 V 女子労働者に関する労働基準法のあらまし
- P23 VI 女性の雇用管理に関するご相談は婦人少年室へ

会社にトライ 会社もトライ 応援団は均等法

—職場で女性の雇用管理の点検を—

男女雇用機会均等法が施行（昭和61年4月1日）されて8年目を迎え、雇用の分野において女性であることを理由として差別をしてはならないという認識が一般化し、積極的に女性の能力を活用しようとする企業が増加するなど企業の雇用管理の制度面は大きく改善が進んでいます。また、平成4年度からは育児休業等に関する法律が施行され、働きやすい職場環境の整備も着実に進んできています。

しかし、一方では、一部に女子労働者に差別的な雇用管理制度を実施している企業も残っており、また、企業における女子雇用管理の改善が形式的なものにとどまり、制度の運用等実態面での男女の均等取扱いについての問題点が顕在化する等実態面での均等を確保していくことが課題となっています。特に最近では、景気後退の影響を受け、採用抑制や人員整理が行われているなかで、一部には、これがより女性に厳しく行われているとの指摘もあるところです。

このため、労働省では、あらゆる機会をとらえ、労使、社会一般、特に女性が就業している職場における男子労働者が女性の能力について正しい認識を持ち、固定的な役割分担意識を見直して男女の役割を柔軟にとらえるよう意識啓発を行うとともに、企業の雇用管理改善や女性の積極的活用についての助言、指導を行い、また、女子労働者と事業主との間の具体的な紛争についてその解決の援助を求められた場合には、適切な助言、指導、又は勧告による紛争解決に努めているところです。

更に、均等法の趣旨に沿った雇用管理の具体的実現、定着を図るために、個々の事業所の人事管理の方針決定に携わる立場の方を中心とした女子労働者の能力活用のための積極的取組が求められることから、女子雇用管理の改善に向けた取組の中核的存在として位置付けられる機会均等推進責任者の選任勧奨を行い、企業における女子雇用管理の進捗状況を点検し、雇用管理の改善及び女性の活用についての積極的取組を促進することとしております。

各企業においては、女性の能力についての固定的な観念を取り除くとともに、職場における男女の均等取扱いについて点検いただき、女性が能力を発揮していきいきと働くことができる、均等法の趣旨に沿った雇用管理の実現に向けて一層御努力下さい。

I 企業における女性の積極的活用と戦力化への動き

均等法施行後8年目を迎え、この間、各企業では女性の雇用管理制度の改善が進むなど法の趣旨は着実に浸透してきています。

まず、雇用管理の入口である募集・採用については、男女の均等取扱いがかなり進んでいます。しかし、技術系を中心にまだ「男性のみ募集」が見られます。

次に、雇用管理の出口である定年・退職・解雇については、定年年齢を男女同一にするなど制度面での改善は進んでいますが、結婚したこと、妊娠したこと、出産したこと、一定の年齢に達したこと等を理由に退職勧奨が女性のみに行われるなど一部に実態面での問題が認められています。

また、男女均等取扱いを確保するために特に重要な配置・昇進は、募集・採用、定年・退職・解雇と比べて取組が遅れ、なかなか改善が進みにくい分野ですが、こういった中でも、女性を積極的に活用しようと前向きに取り組んでいる企業も出てきています。

ここでは、均等法の浸透状況と女性の積極的活用への具体的な取組を見てみましょう。

〈募集・採用〉

この分野については、法施行前は、いわゆる男女別求人が一般的でしたが、大卒女性の就職率の上昇に象徴されるように、法施行後は男女不問求人が大幅に増加し、男女の均等取扱いがかなり進んできています。しかし、大卒・高卒の技術系では、約5割の企業が男性のみ募集を行っています。これらの中には、深夜業を伴う業務等労働基準法により女性の就業が禁止されている業務など適用除外の業務も含まれているケースもあるものの、まだまだ改善の余地が残されているといえます。

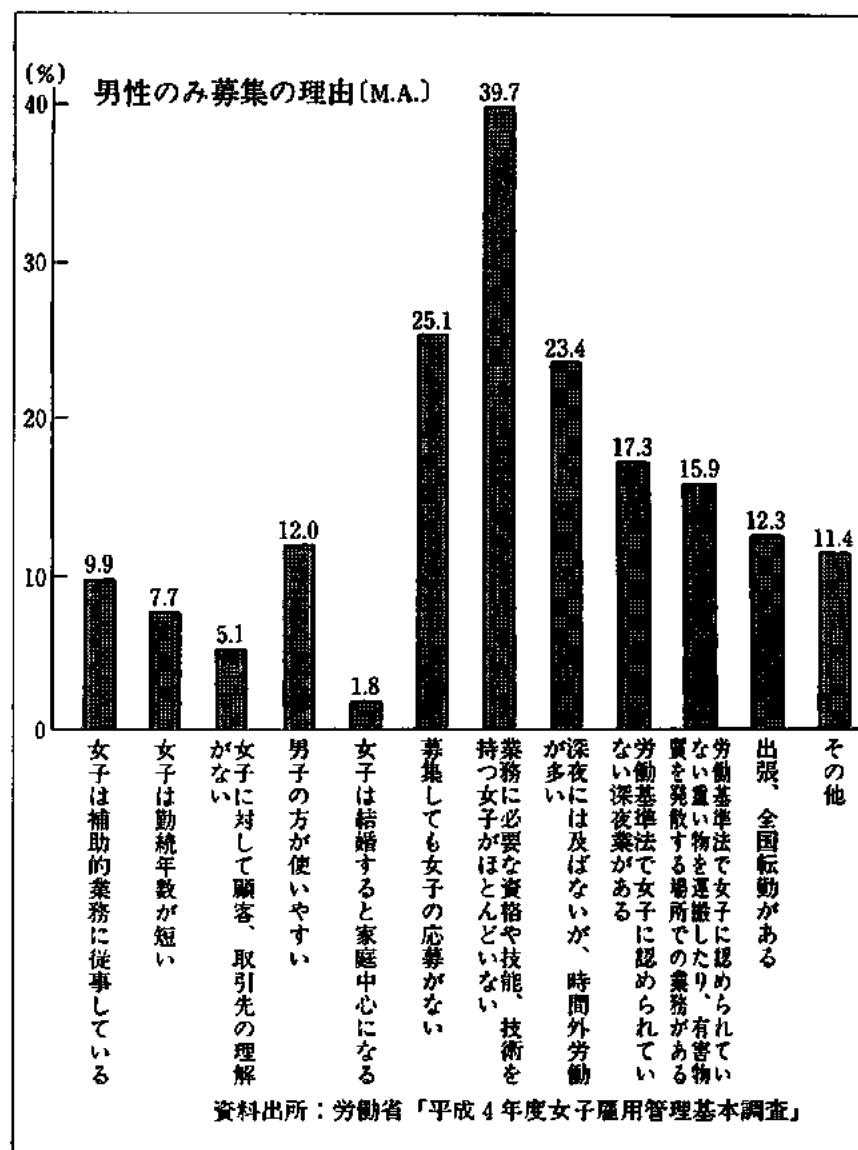
新規学卒者及び中途採用者の募集状況

(%)

		計	募 集 あ り	いすれの職種・コース も男女とも募集	女子のみ募集の 職種・コースあり※	男子のみ募集の 職種・コースあり※	男女とも 募集なし	
新規学卒者	四年生大学卒(大学院卒を含む)	事務・営業系	100.0	27.9 (100.0)	(62.3)	(7.1)	(34.0)	71.9
		技術系	100.0	24.7 (100.0)	(51.5)	(1.4)	(47.5)	75.1
	短大・高専卒	事務・営業系	100.0	28.6 (100.0)	(61.5)	(33.1)	(7.7)	71.0
		技術系	100.0	24.8 (100.0)	(56.4)	(6.5)	(38.5)	75.0
高校卒	事務・営業系	100.0	40.5 (100.0)	(55.5)	(38.6)	(11.2)	59.3	
	技術系	100.0	42.7 (100.0)	(46.7)	(7.3)	(48.9)	57.1	
中途採用者		100.0	74.6 (100.0)	(56.6)	(26.9)	(30.5)	25.3	

資料出所：労働省「平成4年度女子雇用管理基本調査」
※については複数回答

「男子のみ募集の職種・コースあり」とする企業について、その理由をみると「業務に必要な資格や技能、技術を持つ女子がほとんどいない」をあげる企業が4割近く、次いで「募集しても女子の応募がない」をあげる企業が多くなっていますが、時間外労働が多いことや労働基準法で女性の就業が認められていない深夜業、重量物運搬、有害物質を発散する場所の業務があるという理由をあげる企業も2割前後みられます。



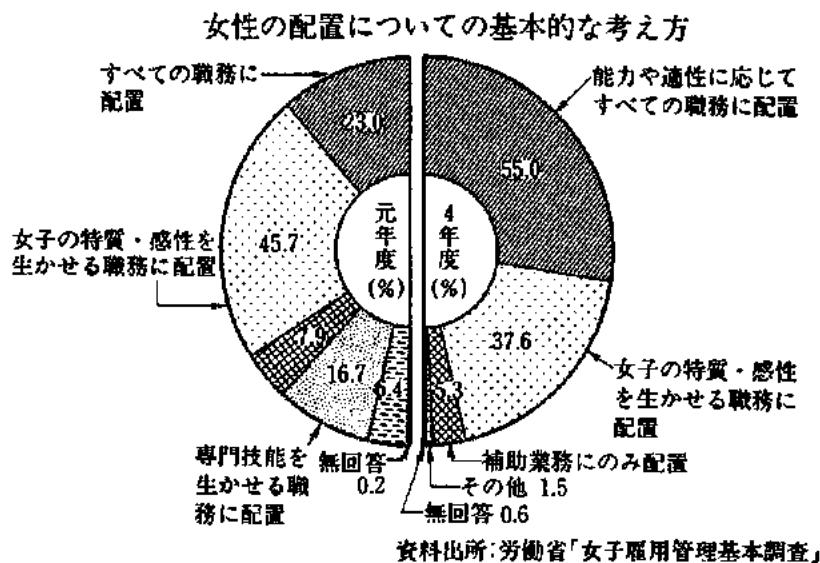
〈配置〉

配置・昇進については、法施行当初企業の対応に遅れがみられた分野ですが、その後徐々に改善が進んでいます。

従来から女性が多く配置されている職務としては、総務、経理等がありますが、最近ではこれらに加え、個々人の適性、意欲に応じた配置がなされるようになってきており、従来ほとんど男性が配置されていた「研究開発」「営業」などの職務にも女性を配置する企業が多くなるなど、職域の拡大がみられます。

また、最近は、建設業や運輸業において男性向きとみなされていた職業につく女子労働者も増加するなど、女性の活躍する場は確実に広がっています。

更に、女性の配置についての基本的な考え方をみると、平成元年の調査では、「女子の特質、感性を生かせる職務に配置」するという企業が約半数を占め最も多かったのですが、平成4年度においては「能力や適性に応じてすべての職務に配置」とする企業が半数を超える最も多く、企業の方針は、本来のあり方である男女均等な雇用管理に変わりつつあります。

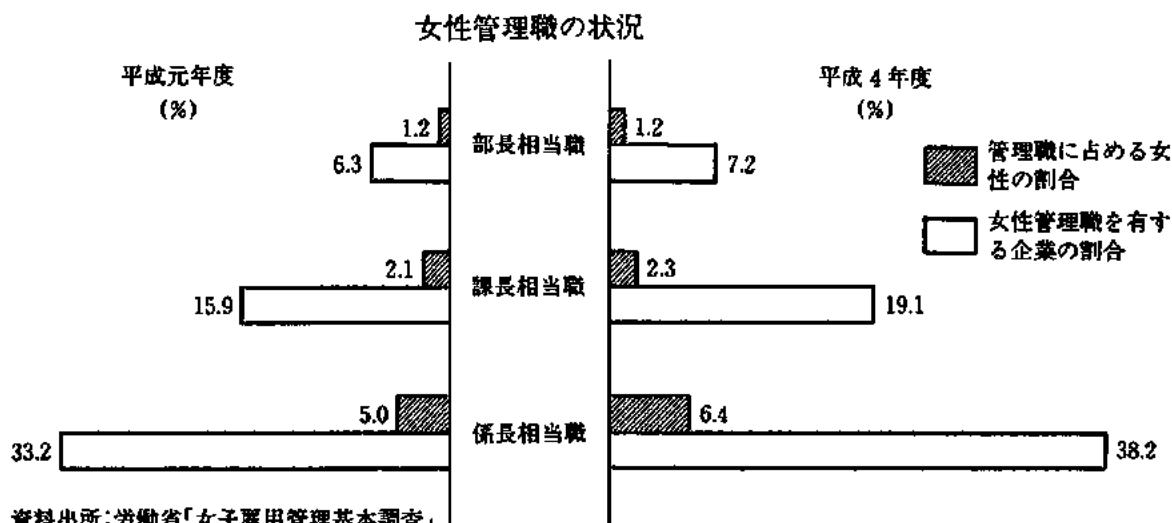


A社では営業職に女性を積極的に活用しています。女性の営業職は取引先に信用されにくいなどの問題がありますが、A社では、営業ウーマンとしての活動が円滑に行くよう、管理職が女性の営業活動を見守り、取引先へA社の女性活用方針を説明するとともに、女性が営業ウーマンとして一人立ちするまでの特別な支援体制を工夫しています。

〈女性管理職への登用〉

一般的に管理職への登用には一定の勤続年数を要することから、女性管理職の増加という実態面での変化が現れるまでに時間を要し、従って、女性管理職の絶対数はまだ少ないので実情です。しかしながら、均等法施行後は着実に増加しており、初級管理職（係長相当職）を中心にかなりの企業で女性管理職が登用され、今後も増加が見込まれます。

さらに、キャリア形成の外におかれている女性を管理職に登用するために職歴開発等の環境整備を行っている企業も出てきています。



〈教育訓練〉

法施行に伴いかなりの企業で新入社員研修等が男女同一の取扱いに変更されるなど改善が見られ、教育訓練についてはほとんどの企業で男女均等な取扱いとなっています。このような男女同一の教育訓練に加え、女性の能力の積極的活用という観点から女性の能力開発にも積極的な取組がみられ、長期的な視野に立って女子労働者を育成していこうとする企業も増えています。

また、女子労働者の企業に対する希望として最も多いのが、女性社員の能力を向上させるための教育訓練の実施となっています。

教育訓練の状況 (%)

	計	いずれの教育訓練も男女とも対象として実施	女子のみの対象の教育訓練あり	男子のみの対象の教育訓練あり
新入社員研修	100.0	86.0	7.0	8.9
管理職研修	100.0	63.5	1.5	35.4
業務の遂行に必要な能力を付与する研修	100.0	76.9	6.6	18.7

資料出所：労働省「平成4年度女子雇用管理基本調査」

男性のみ対象として研修を実施している理由

(M.A.) (%)

	計	対象となる女子がいないない又は女子の希望者がいない	時間外に実施している	深夜に及ぶカリキュラムがある	研修施設に女子トイレ等の施設がない	工場実習がある	研修内容に重い物を持つたり、高い所に昇る訓練がある	女子労働者は長く勤務する人が少ない	その他
新入社員研修	100.0	52.1	2.8	1.5	0.8	19.9	13.6	4.3	20.3
管理・監督者研修	100.0	84.8	9.2	5.1	0.0	1.7	1.3	9.1	9.0
業務の遂行に必要な能力を付与する研修	100.0	67.6	7.4	2.0	0.8	9.6	11.9	7.7	18.5

資料出所：労働省「平成4年度女子雇用管理基本調査」

男性のみ対象として教育訓練を行っている企業についてその理由をみると、新入社員研修、管理・監督者研修、業務の遂行に必要な能力を付与する研修とともに「対象となる女子がいない又は女子の希望者がいない」をあげる企業が特に多くなっていますが、新入社員研修及び業務の遂行に必要な能力を付与する研修については「工場実習がある」や「研修内容に重い物を持ったり、高い所に昇る訓練がある」なども、やや多くみられます。

B社では、長い間、同じ営業所で同一の業務に就いていた女性に、将来管理職として登用する場合に必要な対人処理能力や、企画・立案・調整能力を身につけさせるため、1年間、本社または最寄りの支社に集めて、就業研修と企画・調整業務の実務研修とを組み合わせた女性社員能力開発研修を行っています。

Ⅱ 女性の積極活用のための発想転換—Q&A—

Iにおいて企業における女性活用の現状をみてきましたが、あなたの会社ではいかがでしょうか。

女性の雇用管理を改善し、女性を積極的に育成するために、次のようなことについて、もう一度考えてみましょう。

Q1 男性社員、男性中間管理職の意識改革がむずかしいと言われますが…

◇企業全体で女性の活性化・戦力化を目指す

女性を育成したいのだけれども、男性社員の間に女性を軽視するような雰囲気があり、それが障害となって女性の育成ができないということを耳にします。女性を活性化・戦力化することが企業として必要であるという基本理念を企業のトップが明確に社内に示すとともに、各部門の管理職が男性社員に意識的に植え付けていくことが必要です。

また、上司の仕事の与え方次第で女性の育ち方や定着が左右されてしまったり、せっかく女性の育成のためにいろいろな制度が設けられても、上司の考え方により、実際にはうまく活かされていない場合があることなどを考えると、男性管理職に対して、女性についてもその能力や実績に応じて評価するよう徹底させることが、また各種制度の趣旨と内容を十分理解させることができます。

なお、すべての上司の意識改革を直ちに期待することが難しい場合に、従来女性を就かせていなかったような新しいポストに初めて女性を登用する際には、女性の能力を伸ばしてくれるなど、女性の育成に理解のある上司の下に配属するといった配慮をすることも必要でしょう。

◇中間管理職と女子労働者との間との意識のギャップを取り除く

例えば、女子労働者に対し仕事の与え方等の女性の育成のための考え方について調査し、同じ項目を中間管理職にも調査してみます。その結果両者の意識に隔たりがある場合には、その差をなくすために中間管理職に対して女性の育成についての研修をすることもひとつの方法でしょう。

◇研修教材のおすすめ

労働省が（財）21世紀職業財團に委託して中間管理職研修用ビデオを作成していますので、その利用をお勧めします。

Q 2 女性は勤続年数が短いと言われていますが……

◇女性の長期勤続化

女性の平均勤続年数をみると確かに男性よりも短くなっています（女性7.4年、男性12.7年）。しかし、これはあくまで平均値であって、女性が皆そうであるということではありません。

長期勤続をする女性も増えており、4人に1人は10年以上勤めています。

◇女性の勤続意欲の向上を図る

身近に長期勤続していきいきと働いている女性がいると、後輩女性にとって手本となり勇気づけられて長期勤続する女性を増加させます。

はじめから、女性は勤続年数が短いものと決めてかかって、補助業務のみ与えたり、いろいろな仕事を経験させる配置転換の配慮をしなかったり、というようなことはありませんか。このような雇用管理が女性の仕事に対する意欲を低下させ、勤続の意思を失わせている例はよく見られます。

このように、女性の勤続年数が短いからその活用が難しい、女性の活用が進まないために、意欲のある女性が勤続を断念してしまう、という悪循環に陥っている企業が多数見られます。

◇女性の長期勤続化のための条件整備

女子労働者の勤続を伸ばすには、企業における女性の活用方法や教育訓練のあり方が女性の就業継続に影響を及ぼすことが観察されており、入社時は自己の勤続意欲が明確でない女性も少なくありませんが、仕事の与え方や能力開発の如何によって長期勤続を目指すようになるということが一般にいわれています。

また、長期勤続を希望しながら、育児等の家庭責任との両立が困難であるために不本意ながら退職する女性もいます。そこで、家庭生活と職業生活の両立ができるよう、労働時間短縮・育児休業・介護休業制度の導入など企業内の条件整備も必要です。

Q 3 女性は配置転換や転勤を嫌がるといわれますが……

◇配置転換は能力開発に役立つ

まず、配置転換は能力開発に役立つことを女性に認識させることが必要です。いろいろな仕事を経験する事が一人前の会社員として不可欠であり、また、昇進・昇格のステップとして重要なことを女性にも知らせましょう。

◇女性の配置転換を積極的に考える

何年もなじんだ職場を移るのは誰だって不安を感じるもので。まして、自分が第1号であったりするとますます不安は募ります。

従来、女性の配置転換は欠員を補うための横すべり的異動に終始していたのではありませんか。昇進・昇格を伴わないまでも、異動によって仕事の面白さを教えることが、異動を前向きに受け止めさせるうえで重要なことではないでしょうか。

◇職場の中で異動に抵抗を抱かないような風土づくり

まず、若いうちから必要に応じてある程度定期的にいろいろな部門をローテーションさせ、新しい仕事に対する柔軟性・適応性を養っていくことが必要でしょう。

中・高年女性の活性化の方策として異動を行う場合は、まずモデルとなるようなケースを設定し、徐々に範囲を広げていくことです。実際に取り組んだ企業では予想外の成功を収めている例もあるのです。くれぐれも、女性は誰でも異動を嫌がるといった偏見を持つのはやめましょう。

◇家庭状況を考慮する

受験期の子供がいる、寝たきりの親がいるといった家庭状況にある人に対して、一時的に転勤等についての配慮をお願いしたいのは、男女を問わず言うまでもないことです。



Q4 女性は職業意識が低いと言われますが……

◇企業が女性の職業意識を育てる

女性は職業意識が低いので責任ある仕事は任せられないということをよく聞きます。しかしながら、「女性は男性の補助職にしか就かせない」「単純労働ばかりさせる」など女性を一人前に扱わないにもかかわらず、職業意識ばかりを求めていませんか。

誰でも入社当時は意欲に燃えているものです。ところが、しばらくして自分たちは職場の花程度しか期待されていないことがわかると、やる気もしだいに失せていくものです。女性を一人前に扱わない雇用管理が女性の仕事に対する意欲を低下させているといえます。

職業意識は自然発生するものではなく、人からの期待と責任が与えられることによって芽生えてくるものではないでしょうか。

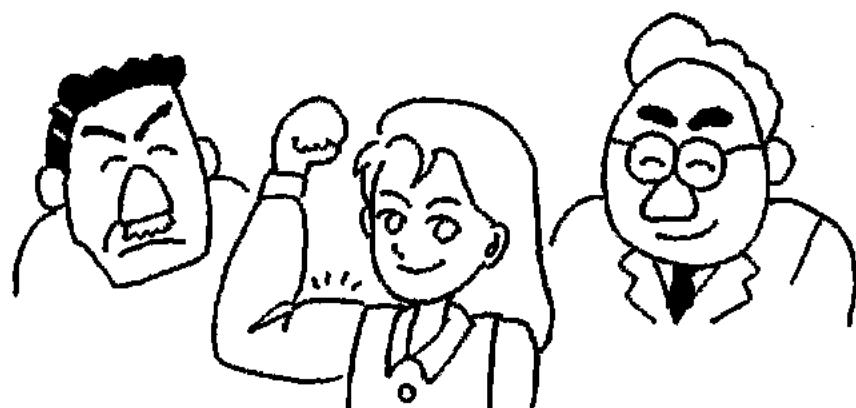
女性の職業意識の低さを嘆くよりも女性にも創意工夫のいる仕事を与えたり、チーフ等責任のある仕事に就くことができるようになります。

◇家庭生活と職業生活との調和を考える

女性の戦力化は、長期的な人材不足やサービス経済化が進展する時代にあって、企業の発展のための重要なポイントです。

今日、雇用者の4割が女性という状況において、女性抜きでは企業が成り立たない時代となっていますが、女性が家庭責任を負うことが多い現状を考えると、女性が職場で能力を発揮するためには、家庭生活と職業生活とを両立できるような環境を整えながら女性の職業意識や職業能力を高めていくことが必要となっています。

また、このことが企業の活性化にもつながっていきますし、「女性を活用している企業」として企業イメージの向上にもなり、優秀な女性の採用にも有利です。



III 男女雇用機会均等法のあらまし

① 男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための措置

(1) 募集及び採用 (男女雇用機会均等法第7条関係)

事業主は、労働者の募集及び採用に当たっては、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければなりません。

(努力目標一指針の内容)

募集及び採用や(2)の配置及び昇進については、現時点において事業主が講ずるよう努めるべき当面の具体的な目標を示すものとして、次のように指針が定められています。

1 募集又は採用に当たって、募集・採用区分ごとに、女子であることを理由として募集又は採用の対象から女子を排除しないよう努力することが求められます。

例えば、募集又は採用に当たって、「営業職」「大学卒業者」「正社員」など一定の募集・採用区分において、その募集・採用の対象を男子のみとすることは改善の努力が求められることになります。また、「営業マン」、「ウエイター」など男子を表わす職種の名称を用いるなどの場合にも、例えば「営業マン(男・女)募集」とするなど女子を排除

するものではないことを明確にする場合を除き、改善の努力が求められます。

2 募集又は採用に当たって、年齢、婚姻の有無、通勤の状況等の条件をつける場合においては、同一の募集・採用区分の男子と比較して女子に不利なものとしないよう努力することが求められます。

例えば、募集又は採用に当たって、その対象を「男子40歳、女子30歳までの者」としたり、女子についてのみ「未婚者であること」や「自宅から通勤すること」を条件とすることは改善の努力が求められることになります。また、「女子は未婚者優先」、「女子は自宅通勤者優先」等の表示をすることも同様に改善の努力が求められます。

(2) 配置及び昇進 (男女雇用機会均等法第8条関係)

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければなりません。

(努力目標一指針の内容)

配置について

1 一定の職務への配置に当たって、女子であることを理由として、その対象から女子労働者を排除しないよう努力することが求められます。

例えば、営業職への配置に当たって、その対象を男子労働者のみとしたり、女子を補助的職務のみに配置し、基幹的な職務への配置の対象としないことは、改善の努力が求められます。

2 婚姻したこと、一定の年齢に達したこと等を理由として、女子労働者についてのみ、不利益な配置転換をしないことが求められます。

例えば、女子労働者について、婚姻を理由として、通勤不便な事業場に配置転換をしたり、一定の年齢以上の女子労働者のみを合理化のための出向の対象とすることは、改善の努力が求められます。

昇進について

1 昇進に当たって、女子であることを理由として、その対象から女子労働者を排除しないよう努力することが求められます。

例えば、女子労働者に対して役職への昇進の機会を与えるなかつたり、昇進の機会を一定の役職(係長、課長等)までに限定したりすることは、改善の努力が求められます。

適用除外

次のような場合には、(1)の募集・採用及び(2)の配置・昇進において男女異なる取扱いをすることも合理的な理由に基づくものと認められ、指針の適用除外となります。

1 次に掲げる職業に従事する労働者に係る場合

(業務の正常な遂行上、男子でなければならぬものに限られます。)
(社会通念上、男子に適しているというだけでは該当しません。)

- ① 俳優、モデル等芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男子に従事させることが必要である職業
② 守衛、警備員等防犯上の要請から男子に従事させが必要である職業

- ③ その他宗教上、風紀上等の理由により業務の性質上男子に従事させることが①、②と同程度に必要である職業

2 労働基準法上、女子については、時間外・休日労働、深夜業、坑内労働又は危険有害業務について一定の制限があり、又は禁止されているため、通常の業務を遂行するために、女子に対して男子と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

(「通常の業務を遂行するために」とは、日常の業務遂行の外、あらかじめ確実である繁忙期や将来の人事異動等に対応する場合を含みますが、突発的な事故の発生等予期せざる事態や将来の可能性に備える場合などは含みません。)

3 風俗、風習等の相違により女子が能力を發揮し難い海外での勤務が必要な場合や、勤務地が通勤不可能な山間僻地にあり、事業主が提供する宿泊施設以外に宿泊することができず、かつその施設を男女共に利用することができない場合など、特別な事情により、女子に対して男子と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

2 昇進に当たって、出勤率、勤続年数等一定の客観的条件をつける場合においては、男子労働者と比較して女子労働者に不利なものとしないよう努力することが求められます。

例えば、男子労働者は勤続5年で全員係長に昇進させるが、女子は勤続10年で昇進させたりすることは、改善の努力が求められます。

3 昇進のための試験を実施する場合においては、男子労働者と比較して女子労働者に不利な取扱いをしないよう努力することが求められます。

例えば、課長に昇進するための受験資格を、女子労働者に与えなかったり、男子労働者は勤続10年以上の者に与えるが、女子労働者は勤続15年以上の者にしか与えないことは、改善の努力が求められます。

(3) 教育訓練 (男女雇用機会均等法第9条関係)

事業主は、業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するための一定の教育訓練について、労働者が女子であることを理由として男子と差別的取扱いをしてはなりません。

(業務の遂行に必要な基礎的な教育訓練の範囲)

男女差別的取扱いが禁止されている基礎的な教育訓練として労働省令で次のようなものが定められています。なお、「基礎的」とは「初步的」という意味ではありません。

- 1 新入社員を対象として行われる職業に必要な基礎的な能力を付与するための教育訓練
- 2 職務上の地位（業務を遂行するための最小単位の組織の長以上のものをいう。）と同じくする労働者（予定者を含む。）を対象として行われる当該地位にある者として必要な能力を付与するための教育訓練
- 3 対象となる労働者について、職業上の資格、仕事の種類など一定の要件を設けて行われる当該労働者が從事する（予定を含む。）業務の遂行に直接必要な能力を付与するための教育訓練（一般教養的な訓練はこれにあたりません。）

(4) 福利厚生 (男女雇用機会均等法第10条関係)

事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置について、労働者が女子であることを理由として男子と差別的取扱いをしてはなりません。

(福利厚生の措置の範囲)

男女差別的取扱いが禁止される福利厚生の措置の具体的な範囲としては、住宅資金の貸付けのか、供与の条件が明確で相当程度の経済的価値を有するものが次のように労働省令で定められています。

なお、賃金は福利厚生の措置ではありません。賃金については、労働基準法第4条が男女の差別的取扱いを禁止しています。

- 1 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け
- 2 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付
　〈生命保険料の一部補助、子供の教育のための奨学金の支給等〉
- 3 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付
　〈財形貯蓄に対する奨励金の支給等〉
- 4 住宅の貸与

従来住宅の貸与から除かれていた独身寮も、労働省令が改正され、平成元年4月1日よりこれに含まれました。この改正により、男子寮のみ所有している事業主は差別解消の措置をとることが求められます。差別解消措置としては、新たに女子

寮を建設すること、男子寮や世帯用宿舎に女子を入れさせること、民間アパートを借り上げて女子に貸与すること等が考えられますが、住宅手当の支給は「住宅の貸与」の代替措置とは認められません。

(5) 定年、退職、解雇(男女雇用機会均等法第11条関係)

事業主は、定年、退職、解雇について、次のような取扱いをしてはなりません。

- ① 労働者が女子であることを理由として、定年及び解雇について男子と差別的取扱いをすること。
- ② 女子労働者について、結婚、妊娠又は出産したことを理由とする退職制度を就業規則などで定めること。
- ③ 女子労働者が結婚、妊娠、出産したこと又は労働基準法の規定による産前産後に休業したことを理由として解雇すること。

この法律では、男女別定年制、女子労働者の結婚・妊娠・出産退職制、女子であることを理由とする解雇、女子労働者の結婚、妊娠、出産及び産前産後休業の取得を理由とする解雇が禁止されます。

したがって、これらの定年制や退職制を定める就業規則や労働協約はその部分については無効となります。

なお、女子が結婚退職する場合に退職金を上積みするいわゆる結婚退職上積制度は、直接本条に抵触するものではありませんが、女子の結婚退職を勧奨する効果をもつ面もあり、本条の趣旨に照らし好ましいこととはいえません。（あらかじめ支給要件が明確な退職金は黄金にあたり、上記のような制度は労働基準法第4条に反することになります。）

2 紛争が生じた場合の救済措置

(1) 苦情の自主的解決(男女雇用機会均等法第13条関係)

事業主は、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について、女子労働者から均等取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、企業内で、苦情処理機関があればそれを活用するなどその自主的な解決に努めなければなりません。

(自主的解決の方法)

企業の自主的解決の方法として、企業内苦情処理機関の活用が例示されていますが、これは現実にこのような機関で労使間の問題解決を図っている企業が多いことやこのような機関を活用して女子労働者からの苦情を解決することが適當と考えられることによるものです。

その他人事労務担当者による相談などが自主的

解決の方法として考えられますが、各企業の労使関係、人事・労務管理の実態に応じて最も適切な方法で行われることが期待されています。

この苦情の自主的解決は、本法第14条、第15条に規定している都道府県婦人少年室長の紛争解決の援助や機会均等調停委員会による調停に先立って必ず行わなければならないものではありません。

(2) 婦人少年室長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法第14条関係）

男女の均等な機会及び待遇に関する一定の事項について、女子労働者と事業主の間で紛争がおこり、その解決についていずれか一方の当事者から援助を求められた場合には、都道府県婦人少年室長は、必要な助言、指導又は勧告することにより、その紛争の解決を援助することができます。

(援助の対象となる紛争の範囲)

援助を求めることができる紛争の具体的範囲は、男女の差別的取扱いが禁止されている一定の教育訓練、一定の福利厚生及び定年・退職・解雇につ

いての紛争と、指針において定められた募集・採用及び配置・昇進についてです。

(婦人少年室長の援助)

婦人少年室長は、援助を求められた場合には両当事者から事情をよく聴取し、必要なときは調査を行い、適切に助言、指導又は勧告をして紛争の解決の援助をします。

この援助は、私法上の紛争である女子労働者と事業主間の紛争解決を、両当事者の意思を尊重しつつ迅速・簡便に行うこととする行政サービスであり、両当事者以外の申し立てや職権で行われることはできません。

また、婦人少年室長の援助は、あくまで両当事者の話し合いによる円満な解決を促すためのものであり、事業主の措置の適否を判定したり、当事者の責任を追求しようとするものではありません。

なお、女子労働者がこのような紛争解決の援助や次に述べる調停を申請したことを理由として、事業主が労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないことは言うまでもありません。

(3) 機会均等調停委員会による調停（男女雇用機会均等法第15～21条関係）

配置、昇進、教育訓練、福利厚生及び定年・退職・解雇についての紛争のうち一定のものについては、女子労働者及び事業主の双方が申請した場合、又はいずれか一方が申請し、他方が同意した場合には、都道府県婦人少年室長が必要と認めたときには、機会均等調停委員会による調停受けることができます。

(調停の申請)

調停の申請は、(2)で述べた婦人少年室長の紛争解決の対象となる紛争（募集・採用についての紛争を除く。）について行うことができます。申請を行おうとする者は、紛争の当事者である女子労

働者の所属する事業場を管轄する婦人少年室長に調停を申請することが必要です。

婦人少年室長が紛争解決のため必要があると認めた場合、調停が開始されます。

③ 女子労働者の就業に関する援助の措置等

男女雇用機会均等法は、女子が現実に家事、育児等の家庭責任をより重く負っており、そのことが女子の就業のあり方に大きく影響を及ぼしている状況にあることから、女子の就業を援助するための施策等を第3章で規定しています。

具体的には、下記のほか職業指導等(第22条)、職業能力の開発及び向上の促進(第23条)、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮(第26条・第27条)等です。

再雇用特別措置の普及等（男女雇用機会均等法第25条関係）

事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければなりません。

（再雇用特別措置）

退職の際に、将来その就業が可能となったときに退職した事業の事業主に再び雇用されることの希望を申し出していた女子について、事業主が、労

働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置です。

（女子再雇用促進給付金）

一定の要件を満たした制度により再雇用を行った事業主については、「女子再雇用促進給付金」が支給されます。

支給額は、再雇用者1人当たり、中小企業40万円、大企業30万円です。

IV コース別雇用管理の望ましいあり方

最近、雇用管理の方法として「総合職」、「一般職」、「新総合職」などのコースを設定するコース別雇用管理を採用する企業も多くみられます。

コース別雇用管理とは？

企画的業務や定型的業務等の業務内容や、転居を伴う転勤の有無等によっていくつのコースを設定してコースごとに異なる配置、昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムをいいます。

労働者を意欲、能力、適性等によって評価・処遇するための一つとして本来導入されてきたものです。

しかしながら、コース別雇用管理制度を採用しているものの中には、事実上女子について性別を理由として男子とは異なる雇用管理を行うものなど適当でない例もみられます。そこで、平成3年10月労働省では、コース別雇用管理を導入する場合には性別を基準とせず、意欲、能力、適性等によって評価・処遇するシステムの一形態という制度本来の趣旨に沿ってなされるよう、また男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、制度を運用し労働者の能力の活用を図るためににはどのような点に留意すべきかをあわせて「コース別雇用管理の望ましいあり方」としてまとめました。

コース別雇用管理を導入しておられる企業、また導入を具体的に検討しておられる企業はこの内容を参考として望ましい制度づくり、運用を行って下さい。

◇「コース別雇用管理の望ましいあり方」あらまし

・コースの定義と運用方法を明確にすること

(1) 労働者の意欲、能力に基づいて処遇する制度

であること

(2) 仕事の内容等がコースごとに明確に定義、区分されていること

①各コースの職務内容、待遇について、各コースごとに対比できるような形で明確に定めておくこと

②コース設定に際しては、各コースについて適正な待遇とするよう配慮すること

・各コースにおいて男女公平な採用、選考等を実施すること

(1) 採用基準、選考基準が性別によって差を設けないものであること

(2) 各コースの説明方法、説明内容が性別によって差を設けないものであること

(3) 制度導入時の振り分け基準を性別を基準とせず、個々人の意欲、能力によるものとすること

・各コースが男女共に開かれていること

・コース間の転換を認める制度を柔軟に設定すること

(1) 最初に選択したコースから別のコースに転換できる制度を設けること

(2) 転換がコース間相互に可能であること

(3) 転換のチャンスが広いこと

(4) 転換の可否の決定、転換時の格付けが適正な基準で行われること

(5) コース転換者に対しては、これまでのキャリアルートの違いを考慮した訓練を必要に応じ受けさせること

(6) 転換を目指す労働者の努力を支援すること

・各コースにおいて男女公平な雇用管理を実施すること

各コース内における配置、昇進、教育訓練等の雇用管理は性別によって差を設けないこと

V 女子労働者に関する労働基準法のあらまし

(1) 男女同一賃金の原則（労働基準法第4条関係）

使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをしてはなりません。

（女子であることを理由とした差別的取扱い）

「女子であることを理由として」とは、労働者が女子であることのみを理由として、あるいは社会通念として又は当該事業場において、女子労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数

が短いこと、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることを意味します。

なお、「差別的取扱いをする」とは、不利に取り扱う場合のみならず有利に取り扱う場合も含みます。

(2) 時間外労働、休日労働の規制（労働基準法第64条の2関係）

使用者は、満18歳以上の女子を

- ① 工業的事業に従事するものについては、「1週6時間」、「1年150時間」を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働をさせてはなりません。
- ② 非工業的事業に従事するものについては、命令で定められた範囲を超えて時間外労働又は休日労働をさせてはなりません。
- ③ 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、上記の規制は適用されません。

*使用者が、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働をさせ、又は法定休日を超えて休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条の協定の締結と届出が必要です。

（事業ごとの規制内容）

18歳以上の女子については、事業ごとに、以下の規制が適用になります。

	労働基準法第8条	事業	時間外労働の上限		休日労働
			週を単位とする規制	年間	
工事業的	第1号～第5号	製造業、鉱業、建設業、運輸業、貨物取扱業等	1週 6時間 (注1)	150時間	禁 止
非工業的事業	第6号、第7号	農林水産業等	規 制	な し	
	第8号～第12号	販売業、金融・保険業、教育研究の事業、焼却・清掃の事業等	4週 24時間	150時間	4週につき1日
	第13号、第14号	保健衛生業、旅館、飲食店、接客・娯楽業	2週 12時間		禁 止

(注1 ただし決算のために必要な業務については2週12時間)

※時間外労働・休日労働の規制の適用は、事業場単位で行われます。即ち、同一の会社においても、本社、工場、営業所等の事業場ごとにそれぞれの事業の種類に応じて異なる規制が適用されることになります。同一事業場で働く労働者に対しては、決算のために必要な業務の場合を除き、業務の種類にかかわらず、同一の規制が適用されます。

(労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者の範囲)

命令でその範囲は、

業務を遂行するための最小単位の組織の長である者又は職務上の地位がその者より上位にある者で、労働者の業務の遂行を指揮命令するもの

と定められており、労働基準法第41条の「監督若しくは管理の地位にある者」とは別の判断基準によるものですが、この「管理監督者」を含むより

広い範囲とされています。

具体的には、部下を1名以上有し、その組織内の業務の遂行を把握し、部下に対して仕事の割振り、仕事の進め方などを指揮命令する立場の者をさし、単に同等の地位にある労働者の中の連絡役、世話役等として命令の伝達を行うようなものは含まれません。なお、その判断に当たっては、単に名称のみにとらわれるのでなく、実態により判断することになります。

(専門的な知識又は技術を必要とする業務に従事する者の範囲)

専門的な知識又は技術を必要とする者として次の者が定められています。

- | | | | | |
|----------------------------------------------------|---------|----------|---------|---------|
| 1 公認会計士 | 2 医 師 | 3 歯科医師 | 4 獣 医 師 | 5 弁 護 士 |
| 6 一級建築士 | 7 薬 剤 師 | 8 不動産鑑定士 | | |
| 9 研究施設において、高度の科学的な知識を必要とする研究の業務に従事する者(いわゆる研究員) | | | | |
| 10 情報処理システムの分析又は設計の業務に従事する者(いわゆるシステム・エンジニア) | | | | |
| 11 新聞又は出版の事業における記事の取材又は編集の業務に従事する者(いわゆる新聞記者、編集者) | | | | |
| 12 放送番組の制作のための取材又は編集の業務に従事する者(いわゆる報道記者) | | | | |
| 13 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務に従事する者(いわゆるデザイナー) | | | | |
| 14 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務に従事する者 | | | | |

なお1～8までの国家資格職種については、その資格を有している者がすべて対象になるのではなく、その資格に基づいて当該資格を必要とする業務を行っている者が対象となります。

(3) 深夜業の規制（労働基準法第64条の3関係）

使用者は、満18歳以上の女子を午後10時から午前5時までの間において使用してはなりませんが、次の者については、この限りではありません。

- ① 保健・衛生の事業、接客娯楽の事業、電話の事業等に従事する者
- ② 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者
- ③ 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者
- ④ 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等で、その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者(1日の労働時間が通常の労働者より短いものとして命令で定める時間以内である者に限る。)
- ⑤ 一定の事業に従事し、深夜業をすることを使用者に申し出、かつ使用者が行政官庁の承認を受けた者

（女子の健康及び福祉に有害でない業務の範囲）

健康及び福祉に有害でない業務として深夜業の規制が解除されているものは、航空機に乗り組むスチュアーデスの業務、女子寄宿舎の管理人の業務、映画の撮影の業務、放送番組の制作の業務、警察の業務、旅行者に同行して行う旅程管理業務及び郵政事務Bの業務の7つです。

これらのうち、旅行者に同行して行う旅程管理業務と郵政事務Bの業務については、昭和63年11月1日の省令の改正により、平成元年4月1日から深夜業の禁止が解除されたものです。

旅行者に同行して行う旅程管理業務とは、いわゆる添乗員の業務のことであり、単なるバスガイドは含まれません。郵政事務Bの業務とは、国家公務員採用区分の一つである郵政事務Bで採用された者が行う郵便物の区分、運搬等の業務です。郵政事務Bの採用者は、交替制勤務を行うことが予定されているために、従来、受験資格は男子に限定されていましたが、今回の改正を踏まえて人事院規則の改正が行われ、女子にも門戸が開放されました。

（労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者の範囲）

その範囲は(2)時間外労働、休日労働で述べたところと同じです。したがって、これらの者につ

いては、時間外労働、休日労働のみならず深夜業についても規制が解除されています。

（業務の性質上深夜業が必要とされる業務の範囲）

業務の性質上深夜業が必要とされる業務として以下のものが定められています。

- 1 そう菜、弁当、サンドイッチ、調理パン等の製造の業務
- 2 生めん類の製造の業務
- 3 かまぼこ、ちくわ等の水産練製品の製造の業務
- 4 卸売市場における水産物の仕分け、配列等の業務
- 5 新聞配達の業務

（1、2及び3の業務については、缶詰、瓶詰等長期間保存できる場合は除きます。）

深夜業が認められる者は、これらの業務に従事する者のうち、1日の労働時間が6時間以下のものに限られます。6時間のうち深夜業にかかる時間については、当該業務に必要最小限となるよう、配慮することが望されます。

(本人の申出、行政官庁の承認により深夜業が認められる事業の範囲)

深夜業に従事することを労働者が申し出て、使用者がそれに基づいて行政官庁（労働基準監督署長）の承認を受けて深夜業の規制を解除できる事業は、一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤー・タクシー業）と定められています。

承認を受けようとする使用者は、深夜業承認申

請書に、労働者が深夜業に従事することを使用者に申し出たことや、深夜業に従事することを希望する時間及び期間を明らかにする書面を添えて所轄の労働基準監督署長に提出することが必要です。

なお、承認を受けることができる労働者は自動車運転者に限られます。

(4) その他の女子保護規程（労働基準法第64条の4、第68条関係）

- ① 使用者は、満18歳以上の女子を坑内で労働させてはなりませんが、臨時の必要のため坑内で行われる一定の業務に従事する者（一定の妊娠婦を除く。）については、この限りではありません。
- ② 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求した場合には、その者を生理日に就業させてはなりません。

（坑内労働）

「臨時の必要のため坑内で行われる業務」とは、通常坑内では行われない業務であって臨時の必要に応じ一時的に坑内で行われるものをしていい、このような業務として命令で、坑内で負傷者がいた場合の手当のための医師、看護婦の業務や新聞、テ

レビ等の取材の業務が定められています。

これらの業務に従事する女子であっても、妊娠中の者及びこれらの業務に従事しない旨申し出た産婦（産後1年を経過しない者をいう。）については、坑内労働が禁止されています。

(5) 産前産後休業その他の母性保護措置（労働基準法第84条の5、第85条、第86条、第87条関係）

- ① 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合は10週間）以内に出産する予定の女子が請求した場合においては、その者を就業させてはなりません。
- ② 使用者は、産後8週間を経過しない女子を就業させてはなりません。ただし、産後6週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。
- ③ 使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければなりません。
- ④ 使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、変形労働時間制により労働させる場合であっても、その者を、1週又は1日の労働時間が法定労働時間を超えることとなる時間について労働させてはなりません。また、使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはなりません。
- ⑤ 使用者は、生後満1年に達しない生児を育てる女子が一定の育児時間を請求した場合には、その時間中にその者を使用してはなりません。
- ⑥ 使用者は、妊娠婦を、妊娠、出産、哺育等に有害な一定の業務に、また、妊娠婦以外の女子を、妊娠、出産に係る機能に有害な一定の業務に、それぞれ就かせてはなりません。

（産前産後休業の期間）

産前休業期間は、当該女子労働者が請求した場合に就業させてはならない期間であり、産後休業

期間は、原則として当該女子労働者を就業させてはならない期間です。

（妊娠婦に対する変形労働時間制の適用制限及び時間外労働、休日労働、深夜業の禁止等）

妊娠婦が請求した場合には、1か月単位の変形労働時間制、3か月単位の変形労働時間制及び1週間単位の非定型的変形労働時間制の適用により

こととなる時間について労働させてはならず、また、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせてはなりません。

1週間又は1日の労働時間が法定労働時間を超え

（育児時間）

生後満1年に達しない生児を育てる女子が請求することができる育児時間は、1日2回各々少な

くとも30分です。

（危険有害業務の就業制限）

女子労働者に対する危険有害業務への就業制限として、母性保護の見地から、妊娠婦については、その妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業が制限され、これらの業務のうち女子の妊娠、出産

機能に有害な業務については、妊娠婦以外の女子についても就業が禁止されています。これらの業務の範囲は、次頁の表のとおりです。

妊娠婦等の就業制限の業務の範囲

- ×…女子を就かせてはならない業務
- △…女子が申し出た場合就かせてはならない業務
- …女子を就かせてもさしつかえない業務

女子労働基準規則第9条第1項	就業制限の内容			女子労働基準規則第9条第1項	就業制限の内容		
	妊娠	産婦	その他の女子		妊娠	産婦	その他の女子
1号 重量物を取り扱う業務 (別表参照)	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破碎機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
2号 ポイラーの取扱いの業務	×	△	○	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
3号 ポイラーの溶接の業務	×	△	○	14号 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
4号 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛け替えの業務	×	△	○	16号 胸高直徑が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアノ化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
8号 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帶のこ盤(自動送り装置を有する帶のこ盤を除く。)に木材を送給する業務	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○	20号 著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
10号 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○	21号 多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
11号 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○	22号 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
				23号 異常気圧下における業務	×	△	○
				24号 さく岩機、鉄打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

〈別 表〉

右の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重 量 (単位: kg)	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

(注)

電離放射線障害防止規則では、放射線業務従事者の被ばく限度につき、妊娠不能の女子、妊娠中でない妊娠可能な女子、妊娠中の女子で異なる規制を設けており、被ばく線量当量測定部位及び測定結果の算定・記録等につき、妊娠可能な女子については異なる扱いがされています。

VI 女性の雇用管理に関するご相談は婦人少年室へ

婦人少年室は、労働省の地方機関であり、男女雇用機会均等法や育児休業法の周知徹底や定着を図っています。また、介護休業制度の普及促進や母性健康管理対策を推進する等、女性がその能力を有効に發揮していきいきと働くことができる環境作りを進めるとともに、男女がともに充実した職業生活と家庭生活を営むことができる環境作りを支援するための施策を推進しています。

婦人少年室では、働く女性に関する問題や企業における女性の積極的活用について種々のご相談に応じています。お気軽に最寄りの婦人少年室にご相談下さい。

〈婦人少年室の所在地一覧〉

都道府県名	郵便番号	所 在 地	電話番号
北海道	060	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎	011-709-2715
青森県	030	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033
岩手県	020	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	0196-22-4645
宮城县	983	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844
秋田県	010	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	0188-62-6684
山形県	990	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	0236-24-3228
福島県	960	福島市鏡町1-46 福島合同庁舎	0245-36-4609
茨城県	310	水戸市北見町1番11号	0292-21-3915
栃木県	320	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	0286-33-2795
群馬県	371	前橋市大手町1丁目1番3号	0272-31-5136
埼玉県	336	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273
千葉県	260	千葉市中央区松波3丁目11番3号	043-251-4347
東京都	112	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372
神奈川県	231	横浜市中区日本大通り34番地	045-641-7650
新潟県	951	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047
富山県	930	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	0764-32-2740
石川県	920	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	0762-31-3086
福井県	910	福井市大手1丁目2番20号	0776-22-3947
山梨県	400	甲府市美咲1丁目2の13	0552-52-6779
長野県	380	長野市旭町1108番地 長野第一合同庁舎	0262-34-7817
岐阜県	500	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	0582-45-3046
静岡県	420	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310
愛知県	460	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館	052-951-4191
三重県	514	津市鳥崎町327番2 津第二地方合同庁舎	0592-28-2782
滋賀県	520	大津市御幸町6番6号	0775-23-1190
京都府	604	京都市中京区面替町御池上ル金吹町451番地	075-241-0504
大阪府	540	大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	06-941-4647
奈良県	650	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二合同庁舎	078-332-7045
和歌山县	630	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820
高知県	640	和歌山市中之島2249	0734-22-4743
鳥取県	680	鳥取市東町2丁目302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249
島根県	690	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161
岡山县	700	岡山市弓之町6番6号	086-224-7639
広島県	730	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878
山口県	753	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017
徳島県	770	徳島市徳島町城の内6-6 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718
香川県	760	高松市天神前5番12号	0878-31-3762
愛媛県	790	松山市辻町2-36	0899-24-8771
高知県	780	高知市鷺匠町2丁目1番42号	0888-72-2598
福岡県	812	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894
佐賀県	840	佐賀市城内1丁目5番20号	0952-23-4058
長崎県	852	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	0958-44-4384
熊本県	860	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865
大分県	870	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025
宮崎県	880	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531
鹿児島県	892	鹿児島市山下町13番21号	0992-22-8446
沖縄県	900	那覇市久米2-30-1	0988-68-4380

また、(財)21世紀職業財団(旧(財)女性職業財団 平成5年4月1日名称変更)においても、女性の雇用管理に関するご相談を受け付けています。

(財)21世紀職業財団(旧(財)女性職業財団 平成5年4月1日名称変更)は、労働大臣の設立許可を受けた財団法人で、企業における女子労働者及び短時間労働者の雇用管理の改善や能力発揮の条件整備を図るため、関係情報の提供や女子労働者の能力発揮のためのセミナー等を開催しています。

同財団には、女性の雇用管理改善について専門的な立場から助言・援助を行う知識・経験が豊富な女子雇用管理アドバイザーが配置されています。また、女性の働きやすい環境が企業内諸制度や女性の就業実態などの面からみてどの程度実現しているかを個別企業ごとに診断し、改善について助言を行うコンサルタントも本年度から東京、大阪、愛知の各事務所に配置されることとなっています。お気軽にご相談下さい。

〈(財)21世紀職業財団の所在地一覧〉

- ・本 部 〒105 東京都港区西新橋1-23-9 河野ビル3F (☎03-3595-3291)
- ・事 務 所

都道府県	事務所所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区南6条西13-4-35 ケアセンタービル2階	011-562-2020
宮城県	仙台市青葉区通町1-6-9 宮城県通町分庁舎1階	022-219-2020
埼玉県	浦和市北浦和5-3-20 日本ビニル工業(株)2階	048-824-7001
千葉県	千葉市中央区末広5-3 (株)丸徳2階	043-265-7007
東京都	港区西新橋1-23-9 河野ビル3階	03-3595-3291
神奈川県	横浜市戸塚区上倉田町449-1 中小企業労働研修センター2階	045-871-2020
静岡県	静岡市興服町2-3-1 ふしみやビル7階	054-255-2020
愛媛県	名古屋市昭和区円上町26-15 愛知県高辻センター1階	052-882-7007
大分県	大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか6階	06-946-6888
福岡県	神戸市西区学園東町5-2 神戸高等技術専門学院1階	078-794-2020
熊本県	広島市西区商工センター3-1-1 広島サンプラザ2階	082-279-7001
鹿児島県	福岡市博多区博多駅東1-17-1 福岡県福岡東総合庁舎5階	092-414-7701
沖縄県	熊本市九品寺5-5-15 中尾ビル1階	096-371-2020

なお、平成5年度末までには上記以外の府県の県庁所在地にも事務所が設立される予定です。

男女雇用機会均等法や働く女性の問題に関するご質問については都道府県婦人少年室に、また、労働基準法に関するご質問については都道府県労働基準局又は労働基準監督署にお問い合わせください。



男女雇用機会均等月間
シンボルマーク

パンフレットNo.55
1993-5